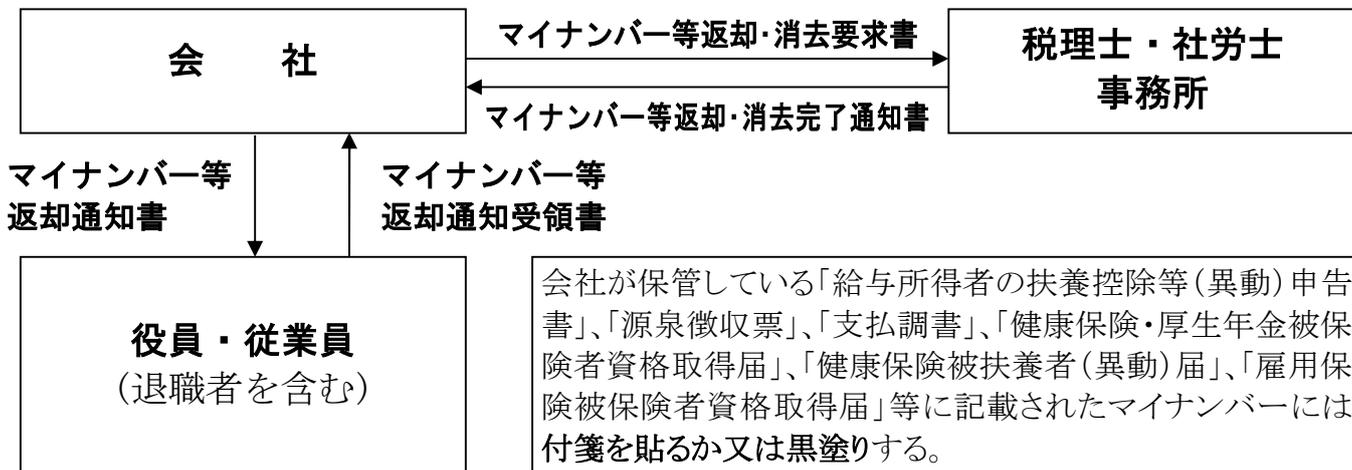


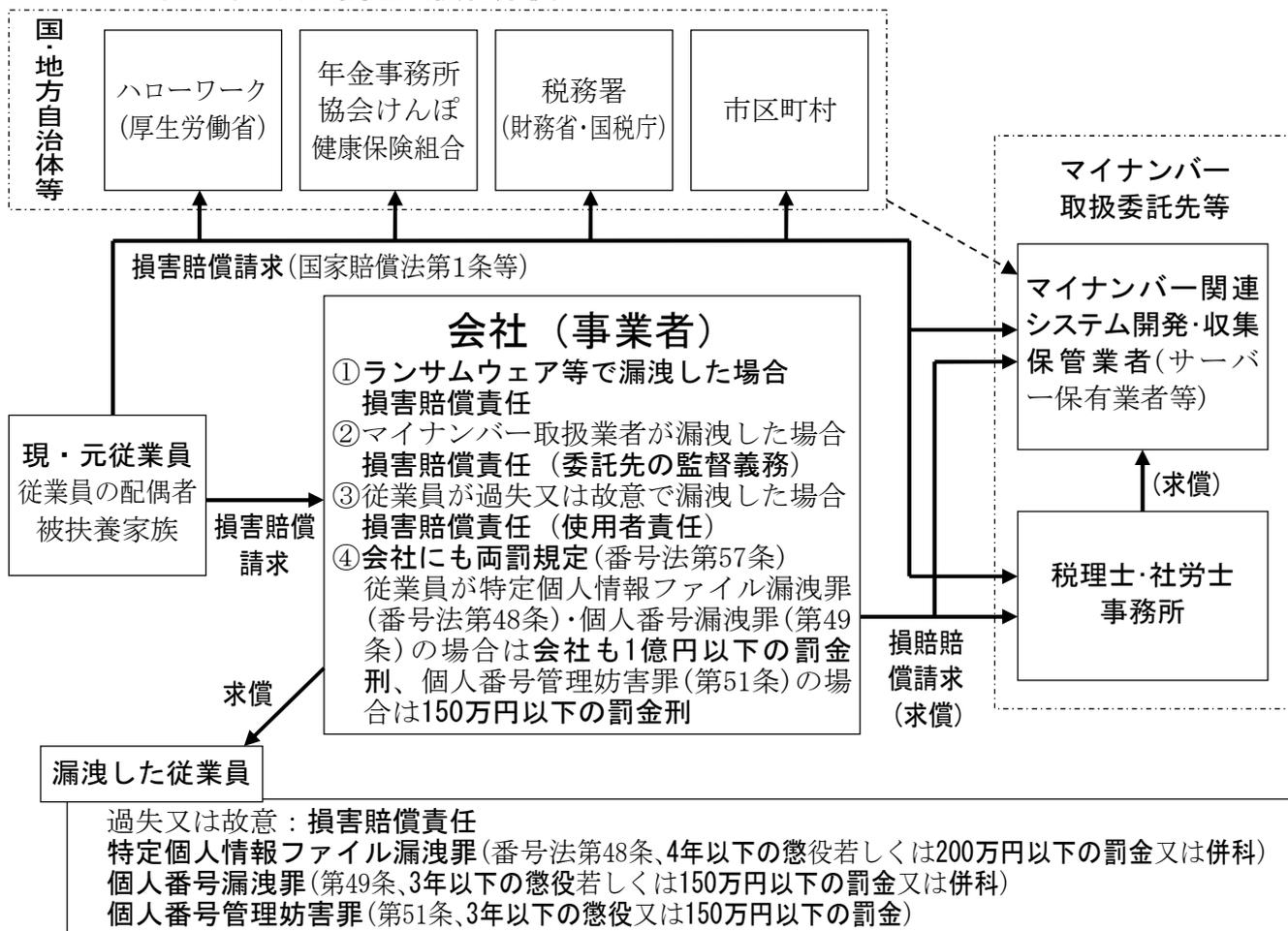
税理士事務所等も返却・消去 個人情報さらには個人資産のリスクにもなる 会社で集めたマイナンバーは返却・消去すべき

マイナカード廃止約47万枚
2016年1月～2023年6月末まで
総務省公表

株式会社 **アートプラン**
社会保険労務士 **辻野扶美**
tel: 022-354-1151 fax: 022-354-1152



マイナンバー漏洩時の法的責任 (損害賠償)



マイナンバー漏洩が、氏名・性別・生年月日・住所の基本情報だけの場合は、さほど大きな問題となりませんが、今後、銀行口座・証券口座等と紐付けされ、漏洩となりますと、マイナンバーを漏洩した会社に対する大きな損害賠償責任となるリスクが高くなります。

事業者(6つの責務(1)～(6))

(個人番号関係事務実施者)

番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

第6条:会社は「施策に協力するよう努める」努力義務で、努力義務に従わなくても刑事罰や過料等の法的制裁を受けず、会社の任意の協力にのみ左右され、その達成度も会社の判断に委ねられている

→ 個人番号収集すると、努力義務ではなく下記の義務が課せられ、損害賠償責任や刑事罰を負う場合がある

- (1) 安全管理措置義務(番号法第12条)
- 個人情報保護委員会:
特定の個人情報の適正な
取扱いに関するガイドラ
イン
- ① 組織的安全管理措置—管理責任者を置く、番号の持ち出しや帳票の印字の記録の利用実績の記録またはシステムログ(システムが記録する動作履歴)
 - ② 人的安全管理措置—担当者の教育・監督
 - ③ 物理的安全管理措置—間仕切り、覗き見不可となる席の配置
 - ④ 技術的安全管理措置—アクセス担当者の限定、ID・パスワード設定、ウイルス対策のソフトウェア導入、状況により多層防御を行う総合セキュリティソフトウェア導入

(2) 委託先の監督義務(第11条)→会社は委託先(税理士事務所・社労士事務所・収集保管先等)での漏洩等にも責任を負う

(3) (2)又は(3)の義務に違反すると、番号法第34条(勧告及び命令、命令違反で第53条により2年以下の懲役又は50万円以下の罰金)、第35条(報告及び立入検査、虚偽報告・虚偽資料提出等で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- (4) 不正漏洩等した従業員
- 特定個人情報ファイル漏洩罪(第48条、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科)
 - 個人番号漏洩罪(第49条、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科)
 - 個人番号管理妨害罪(第51条、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金)

会社にも両罰規定(第57条)により、第48条・第49条違反は1億円以下の罰金刑、第51条違反は第51条と同額の罰金刑が科される

(5) 損害賠償責任(民法第709条:不法行為・民法第715条:使用者責任) 会社が従業員・従業員の家族等から請求される可能性があり、損害賠償請求権の消滅時効は3年(民法第724条)

個人番号

(6) 本人確認義務(番号法第16条)

①番号確認	②身元確認
番号通知カード 又は住民票の写し	運転免許証又はパスポート + (上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等のうち2つを提示)

役員・従業員並びに配偶者及び被扶養家族
(個人番号提供任意、義務なし・罰則なし)

(注) マイナンバー通知カードは、いつでも番号付住民票を取れば番号確認可能

ハローワーク・年金事務所・協会けんぽ・税務署等の個人番号利用事務実施者は、番号法第14条:「個人番号の提供を求める事ができる」が、そもそも従業員等個人は個人番号提供が任意であるにも関わらず、会社・個人に提供を強制すると刑法第193条公務員職権乱用罪(懲役2年以下)となる

(1) MKS社がランサムウェアの攻撃を受け、システム及び約57万社・約826万人の給与情報等に甚大な被害が発生しました。その中で、読売テレビ放送(株)・東急ウェルネス(株)等の被害大手会社がマイナンバーの漏洩の可能性も公表しました。最近、会社の大小を問わずランサムウェア等の無差別サイバーテロを受けるリスクがより大きくなっています。

(2) MKS社では、「善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受」の場合は、「賠償の責任は負わない」としてはいますが、最近ではランサムウェアは日常的に発生しておりネットワークと遮断したバックアップを取る等のシステム構築会社としてM

K S社が当然にガードシステムを構築しておくべきであったものであり「**防御し得ない**」ものではない事からMK S社が「**賠償の責任を負わない**」事にはならないと考えます。

- (3) また、今後、マイナンバーは預金・不動産等に紐付け拡大されるに伴い、預金流出・消失等がマイナンバーに関わっていた場合には、**大きな損害賠償額となるリスク**があります。
- (4) マイナンバーを収集した側のいずれかで漏洩が起きた場合、**法的責任（損害賠償）は誰が負うのか**を明確に把握しておく必要があります。
- (5) **会社内でマイナンバーが漏洩**した場合は、故意・過失を問わず従業員が漏洩したときでも**使用者責任（民法第715条）**がありますので、**会社（事業者）は従業員及び従業員の家族に対して損害賠償責任を負う事**になります。
- (6) なお、**税理士事務所・社労士事務所等**で漏洩した場合でも、**委託した会社（事業者）は委託先の監督義務（番号法第11条）**がありますので従業員及び従業員の家族に対して**損害賠償責任を負う事**になり、会社は、会社の損害額についてマイナンバー取扱委託先に**求償する事**になります。**税理士事務所・社労士事務所等**に多数の委託元（会社等の事業者）がある場合は、1人当り**今後の預金口座や不動産登記の紐付け拡大により1万5千円から3万円以上×漏洩件数+預金流出・消失等の実損害額の巨額の損害賠償責任を負う事**になり、新聞・テレビ等で報道されますと、委託元から**風評被害に対する損害賠償も請求**される可能性があります。
- (7) マイナンバーを漏洩した場合、**会社や税理士事務所・社労士事務所等の責任の消滅時効は3年（民法第724条）**ですので、その間に損害賠償請求されるリスクがあります。
- (8) **国・地方自治体等**で漏洩した場合は、国・地方自治体等は**住民（従業員及び従業員の家族を含む）**に対して1人当り**今後の預金口座や不動産登記の紐付け拡大により1万5千円から3万円以上×漏洩件数+預金流出・消失等の実損害額の巨額の損害賠償責任を負う事**になります。
- (9) **マイナンバー関連システム開発業者**は、「大丈夫」を強調して納入していますと、システム受託（又は販売）契約において**限定責任条項、免責条項**が不適切な場合、システム利用者に対して**多額の損害賠償責任を負うリスク**があります。
- (10) 過去には住民の個人情報22万件の**宇治市住民基本台帳データ流出事件**（第1審京都地裁H13.2.24、控訴審大阪高裁H13.12.25、上告審最高裁H14.7.11）があり、市の**下請従業員の漏洩行為**でも発注者（市）は**使用者責任（民法第715条、無過失責任）**に基づき**1人に付き1万円+弁護士料5千円=1万5千円の損害賠償責任を負う判決**となっています。
- (11) 宇治市住民基本台帳データ流出事件では、氏名・性別・生年月日・住所の基本4情報を主とした漏洩でしたが、マイナンバーになりますと雇用保険・税務情報から**収入等**が把握でき、今後**銀行口座・不動産登記等に運用範囲を拡大**していきますので**情報価値も上昇し1件当り3万円以上×漏洩件数+預金流出・消失等の実損害額**になり、**13年前とは異なりインターネット・スマホ等の飛躍的な普及により大量漏洩で大規模な集団訴訟も想定され巨額の損害賠償義務を負うリスク**がありますので、**安易にマイナンバーを収集しない事**をお勧め致します。
- (12) 2015年12月15日の日経新聞等に、地方自治体での流出件数としては過去最多となる**堺市の全有権者約68万件の個人情報**が外部に流出し、**インターネット上で一時公開**されていたと掲載され、**地方自治体のセキュリティ対策が極めて無防備**であり、**2016年のマイナンバー使用開始後が危惧**され、日本年金機構の120万件の年金情報漏洩事件に続いて、堺市68万件の漏洩発生により、**会社・マイナンバー取扱委託先等は、漏洩する事が予見可能であったのに収集した事になり、民法第709条による不法行為により損害賠償請求される可能性があります。**

- (13) また、マイナンバーの集め方にもリスクがあります。従業員に提供義務が無く任意である事を伝えず、従業員が提供を拒絶したにも関わらず不利益な扱い等を示唆して収集した場合は、刑法第223条の強要罪（3年以下の懲役）となるリスクがあります。
- (14) 税理士・社労士事務所等が事業者に収集が努力義務である事を伝えずに義務であるとして収集し管理料等の対価を得ている場合には刑法第246条の詐欺罪（10年以下の懲役）となるリスクもあり、上記(4)と共に刑事事件とならなくとも民法第709条の不法行為となるリスクがあります。
- (15) 現実に損害賠償事件が発生しますと、訴訟・弁護士費用、1件当たり今後の預金口座や不動産登記の紐付け拡大により1万5千円から3万円以上×漏洩件数+預金流出・消失等の実損害額の損害賠償額の支払い、謝罪広告の掲載、見舞金の支給、また、マイナンバー取扱業者の場合はこれらに加えて会社（委託先）から風評被害による損害賠償等を請求される可能性があります。
- (16) また、年金事務所・協会けんぽ・ハローワーク・税務署等の個人番号利用事務実施者が、番号法第14条「個人番号の提供を求めることができる」とありますが、役員・従業員並びに配偶者及び被扶養家族は、そもそも個人番号提供が任意であるため、提供を強制すると刑法第193条の公務員職権濫用罪（懲役2年以下）となります。

関連条文

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

第6条（事業者の努力）

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第11条（委託先の監督）

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第12条（個人番号利用事務実施者等の責務）

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第14条（提供の要求）

- ① 個人番号利用事務等実施者（第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第16条において同じ。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
- ② 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第19条第5号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。第19条第5号及び第48条において同じ。）の提供を求めることができる。

第16条（本人確認の措置）

個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第48条（特定個人情報ファイル漏洩罪）

個人番号利用事務等又は第7条第1項若しくは第2項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若し

くは第14条第2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、**4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

第49条（個人番号漏洩罪）

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、**3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

第51条（個人番号管理妨害罪）

① 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、**3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。**

② 前項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第57条（法人に対する両罰規定）

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第48条、第49条及び第53条 **1億円以下の罰金刑**

二 第51条及び第53条の2から第55条の2まで **各本条の罰金刑**

民法

第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第715条（使用者等の責任）

① ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

刑法

第193条（公務員職権濫用）

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、**2年以下の懲役又は禁錮に処する。**

第223条（強要）

① 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、**3年以下の懲役に処する。**

第246条（詐欺）

① 人を欺いて財物を交付させた者は、**10年以下の懲役に処する。**

雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
- ③ 高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5）
- ⑤ 介護休業給付支給申請書（様式第33号の6）

◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用継続交流採用終了届（様式第9号の2）
- ⑦ 雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）
- ⑧ 高齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3の2）
- ⑨ 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）

◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただいた上で、マイナンバーの記載を省略することが可能です（事業所における最初の被保険者関係届出となる雇用保険被保険者資格取得届を除く）。

なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによるのが難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このように、個人番号登録・変更届の提出が、各種届出等の後になる事情がある場合には、各種届出等の欄外等に「マイナンバー別途届出（平成〇年〇月〇日頃）」と記載してください（電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に記載をお願いします）。

マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。届出等に当たり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて

雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただくこととなりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

なお、電子申請による届出等の場合は各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「本人事由によりマイナンバー届出不可」の記載をお願いします。

マイナンバー等返却通知書

従業員各位様

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

2023年6月に、給与・労務管理の大手システム会社がランサムウェアのサイバーテロ攻撃により約57万社・約826万人の給与情報等に甚大な被害が発生し、読売テレビ放送（株）・東急ウェルネス（株）等の被害大手会社がマイナンバーの漏洩の可能性を公表しました。

最近、会社の大小を問わずランサムウェア等の無差別サイバーテロを受けるリスクがより大きくなっているため、当社のマイナンバー漏洩防止対策として貴殿から預っているマイナンバー等の漏洩を防止するため返却致す事としました。

当社は、貴殿（貴殿のご家族様を含む）から提出戴いている場合には、マイナンバー通知カード（写しを含む）又はマイナンバー付き住民票（写しを含む）を貴殿に返却し、また、当社が使用するパソコン等からも貴殿（貴殿のご家族様を含む）のマイナンバーを消去し、マイナンバーを保管していない事を通知致します。

マイナンバー等返却通知受領書

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 様

私は、会社が私（家族を含む）のマイナンバーを保管していない旨の通知書を受領しました。

令和 年 月 日

氏 名 _____

マイナンバー等返却・消去要求書

〇〇〇〇事務所

代表 〇〇〇〇先生

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

当社が貴事務所に提出した当社の各役員・従業員（家族を含む）のマイナンバー通知カード（写しを含む）又はマイナンバー付き住民票（写しを含む）の全てを当社に令和5年7月20日までに返却し、また、貴事務所のパソコン等から令和5年7月20日までに当社の各役員・従業員（家族を含む）の全てのマイナンバーを消去して、マイナンバー等返却・消去完了通知書を令和5年7月25日までに当社にF a xで送信戴きますようお願い致します。

..... 切り離さずにF a xしてください。

マイナンバー等返却・消去完了通知書

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 行

(送信先F a x番号000-000-0000)

当事務所は、貴社からマイナンバー等返却・消去要求書を受領し、貴社の指示通り、貴社からお預かりしたマイナンバー通知カード（写しを含む）又はマイナンバー付き住民票（写しを含む）の全てを令和 年 月 日に返却し、また、令和 年 月 日に当事務所のパソコン等から貴社の各役員様・従業員様（ご家族を含む）の全てのマイナンバーを消去し、保管していない事を通知致します。

令和 年 月 日

〇〇〇〇事務所

代表 〇 〇 〇 〇 印